

小・中・義務教育学校児童生徒数等推計業務委託 仕様書

1 業務名

小・中・義務教育学校児童生徒数等推計業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

3 履行場所

春日部市中央七丁目2番地1

4 管理技術者

管理技術者は、技術士（建設部門・都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者を配置するものとする。

本資格は、契約時に恒常的な雇用を証明する書類の写し、且つ資格認証を証明する登録書の写しを発注者に提出するものとする。

5 情報管理及び情報保護対策者

本業務で取扱う情報については、個人情報のもとより、発注者より貸与された如何なる資料及び情報も適正に管理しなければならない。そのため、受注者は本業務の実施に当たっては、情報保護及び品質管理の観点から、次の資格を取得していなければならないものとし、本業務の着手時に認証を証明する登録書の写しを発注者に提出するものとする。

- （1）ISMS もしくは ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- （2）ISO9001（品質管理マネジメントシステム）
- （3）ISO14001（環境マネジメントシステム）
- （4）JISQ15001（プライバシーマーク）

6 業務内容

（1）学区別の児童生徒数推計の算出

本市の今後30年間を見据えた児童生徒数の推計を小・中・義務教育学校の各学区別に算出し、グラフ等を用いて視覚的にわかりやすく示すこと。

学校毎、学年別で算出を行う必要があることから、1歳階級で1年毎の推計をコーホート要因法など効率的に算出できる手法を用いて行うこと。基準人口は2025年4月1日現在の住民基本台帳を用い、住民基本台帳データは過去数年分と合わせてExcel形式で発注者より提供する。

(2) 報告書の作成

上記までの調査・算出結果を報告書としてまとめること。なお、算出にあたっての計算方法等の根拠を併せて記載すること。

(3) 打合せ・協議

業務着手時、成果品の取りまとめ時及びその他業務において、必要に応じて発注者との打合せ及び協議（以下「打合せ等」という。）を行い、内容については都度受注者が記録し、発注者へ確認を得ること。

但し、発注者が必要と認める場合は、オンラインによる方法も可能とする。

7 成果品

- ① 業務報告書（A4判、5部、両面カラー印刷）
- ② 概要説明資料（③電子データに含む）
- ③ 電子データ（CD-R等1部、関連資料一式）

※ 電子データはPDFとともに、MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPointなどで、原稿及びその添付図（グラフ、図形、写真など）などを納入するものとする。なお、Windows対応のCD-R等により提出すること。

8 その他

- (1) 受注者は、春日部市個人情報保護条例（平成17年条例第17号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、業務を円滑に遂行するために、遂次担当部局と連絡調整を行わなければならない。
- (3) 成果品納入後に発生した、受注者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (4) 成果物及び業務の履行のために必要な書類はカラーで作成するとともに、濃淡を調整し、網掛けで工夫するなど、白黒で複写した際にも分かりやすい表現とするものとする。
- (5) 本業務において送信する電子メール、電子メールに添付する書類等については、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。
- (6) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。
- (7) その他、この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。